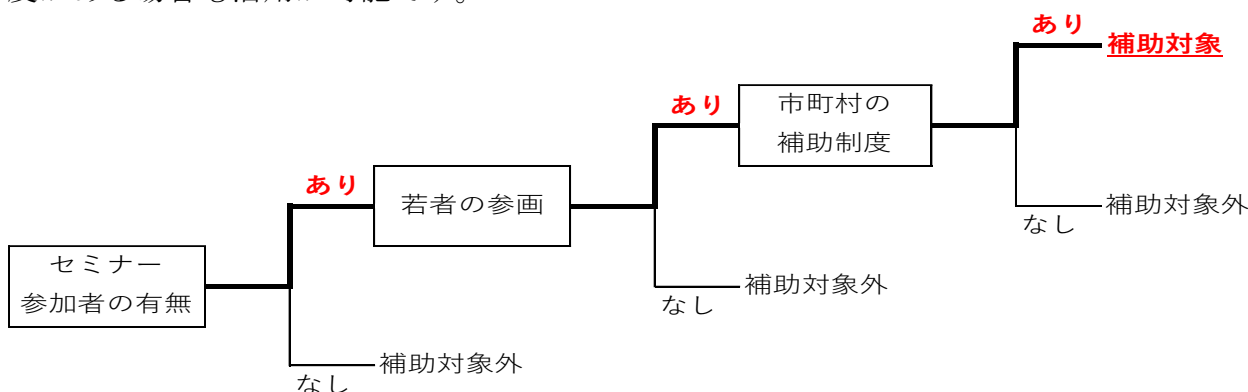


山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金

(まちづくり人材育成チャレンジ支援事業) Q & A (R8.4現在)

1 補助金を活用するための条件は何か。

山形県が実施するまちづくり人材育成セミナー又は市町村が実施するまちづくり人材の育成に資するセミナー（以下の「セミナー」という。）の参加者及び、令和9年3月31日時点で16歳以上40歳以下の若者（以下「若者」という。）が参画する事業の実施主体となる団体であり、事業を実施する市町村において補助制度がある場合に活用が可能です。また、セミナー参加者の若者が実施する場合で、事業を実施する市町村において補助制度がある場合も活用が可能です。



2 県のまちづくり人材育成セミナーはいつ開催されるのか。

全2回開催し、第1回が令和8年5月17日、第2回が令和8年6月27日（山形会場）令和8年6月28日（庄内会場）に開催されます。

3 団体の場合、若者が1人でも参画していればよいのか。

人数の条件はないため、若者が1人でも参画していれば対象となります。

4 事業者には県から直接補助金が交付されるのか。

本事業は事業者に対し補助金を交付する「市町村」に対して補助金を交付するため、県から事業者へ直接補助金を交付することはありません。

5 新たに実施する事業だけが対象となり、以前から実施している事業は対象とはならないのか。

以前に同様の事業を実施していても補助対象となります。

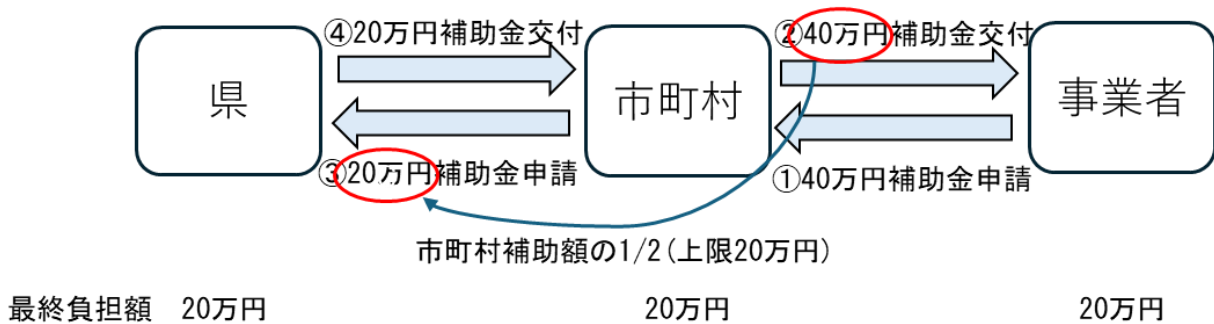
6 市町村の補助制度において令和8年度から補助上限額又は補助率を引き上げることが条件となっているが、引き上げの基準はあるか。

本事業は県の補助事業を活用することで、事業者の自己負担の軽減を図り、若者が新たな取組みを実施しやすくすることを目的としているため、市町村の補助上限額又は補助率の引き上げを求めています。引き上げの基準はないため、市町村の実情に応じて対応いただきます。

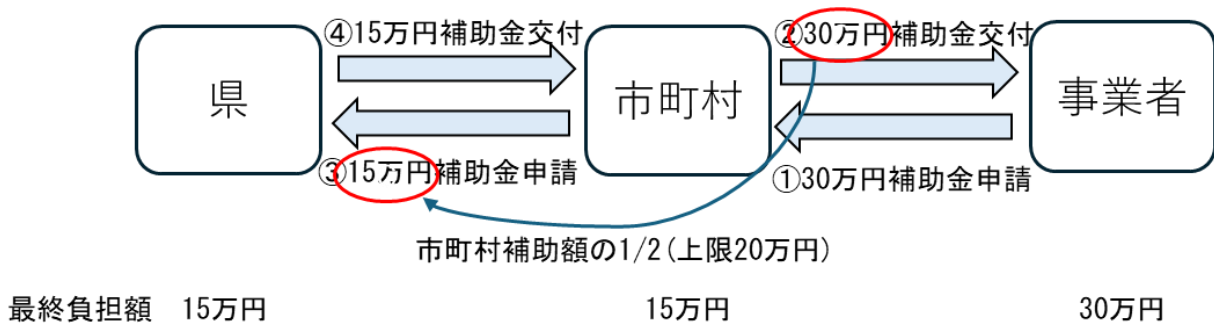
7 市町村を通じた間接補助のスキームについて教えてほしい。

具体的なイメージは以下のとおりです。

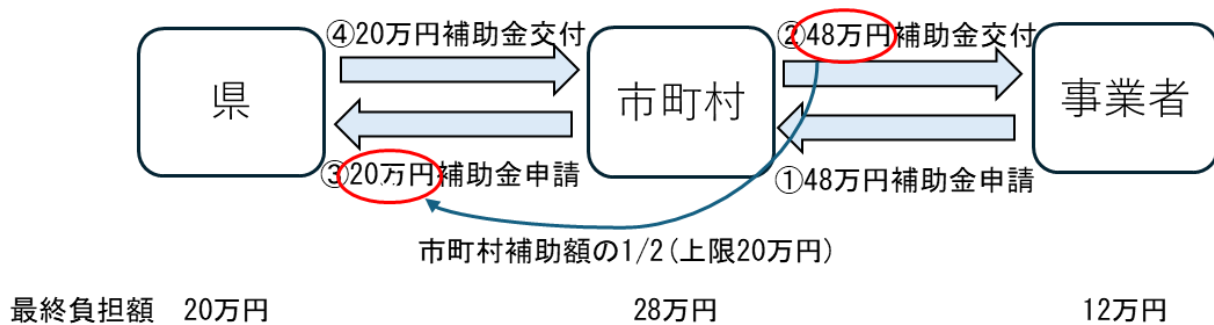
例1 総事業費：60万円 市町村：補助率2/3 補助上限40万円の場合



例2 総事業費：60万円 市町村：補助率3/4 補助上限30万円の場合



例3 総事業費：60万円 市町村：補助率4/5 補助上限50万円の場合



8 応募した場合、必ず採択されるのか。

事業の採択については、先着順としておりますが、事業内容によっては不採択の場合があります。

9 県のまちづくり人材育成セミナーに参加したかどうか、どのように判断すればよいか。

県のまちづくり人材育成セミナーの参加者には受講証を発行いたしますので、市町村において添付書類として受講証の提出を求めるなどして判断してください。